

近畿地方整備局事業評価監視委員会(平成25年度第4回)

議事録

日時：平成25年12月2日(月) 12:57～14:31

場所：近畿地方整備局 第1別館(2階)大会議室

【委員長】 案件が多いので、すぐ始めたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、再評価の審議を始めます。

資料No.3、一般国道168号十津川道路から、資料No.7の一般国道480号鍋谷峠道路の5つの事業の審議です。この5つの事業は道路の防災事業です。一括して説明いただきます。

■一般国道168号十津川道路

■一般国道9号笠波峠除雪拡幅

■一般国道161号愛発除雪拡幅

■一般国道417号冠山峠道路

■一般国道480号鍋谷峠道路

【委員長】 それでは、どの案件でも結構ですので、何か意見ございますでしょうか。ございませんか。

【委員】 この間から、少し福井のほうに行く用事がありまして、何人かの企業の経営者の方からも言われたんですが、例えば、この愛発の除雪の案件の5-1とか、それから、冠山峠の6-1なんかですが、原発の30キロ圏内の避難のやつが出たということで、地元の方たちの関心が非常に高まっていると。例えば、鯖江市の一部まで避難区域に入るということで、地元の方の関心も非常に高まっておりますので、なかなかそれは難しいのかもしれないけど、ここの中にそういったものの避難路とか、あるいは、誘導路として活用するというのをちょっと入れていただいてもいいのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

【事務局】 愛発除雪拡幅の161号、また冠山峠道路につきましても、敦賀の原発の30キロ圏域に入っておりまして、冠山峠道路がある池田町についても30キロ圏域が一部入るということで、161号につきましては、並行区間に北陸自動車道が通過してござ

いますので、まず、大部分はそちらのほうを使わせるのかなと思いますけれども、あふれ出た交通が161号を通過して、避難されるというのは十分考えられますので、狭隘なトンネル区間について、今、拡幅やっておりますけれども、そういったことによって円滑な交通が図られるかなと思っております。

また、冠山峠道路についても今、交通途絶区間ということで、代替する林道がかなり細いものになってございますので、岐阜県側に避難するといった防災上の機能道路として使われることは十分考えられるかなと考えております。

【委員】 できれば、その辺をちょっと取り上げていただくと、より一層理解が深まるかなと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

【委員長】 そのほかどうですか。よろしゅうございますか。

それでは、一般国道168号から480号の5事業の審議結果ですけれども、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】 はい。

#### ■一般国道165号大和高田バイパス

【委員長】 それでは、大和高田バイパスについて何かご意見ございますでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

珍しい事例なんですけどね、代替案を何か。よろしゅうございますか。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ■一般国道27号西舞鶴道路

【委員長】 それでは、西舞鶴道路について、何かご意見はございますでしょうか。

【委員】 現在の市内を通ります道路に関して、新たにバイパスということですが、それに関して特に異論はございませんが、路線を見てみますと、非常に河川敷を通ることになりまして、現存の既製の道路に加えて幅員が広がる、もしくは、ちょっと写真で見せていただくと、擁壁が立ち上がっての道路になる可能性があるということで、十

分景観には配慮の上、河川敷を走らせるようにしていただきたいと思います。やはり、航空写真から見ましても、地域の自然を非常に豊かに持っている河川敷かと思いますので、ご配慮をお願いいたします。

以上です。

【事務局】 そちらにつきましては、ちょうど西舞鶴のちょっと郊外を走っているところでございますので、また、景観の先生などと相談して取り組みたいと思うんですけども、最低、植樹とかそういうことはやっていこうと思っています。

以上です。

【委員長】 よろしいですか。そのほか。

【委員】 ここ、延長する先がちょうど舞鶴の国際埠頭なんですよね。私の記憶だと、日本海側拠点港で舞鶴港が申請しているときも、多分、この道路がよくなるということが前提の事案が結構入っていると思うんですよね。だから、その意味でも、ちょっと進捗が非常に遅いように感じる。こんなもんなのかなとは思いつつ、できればもうちょっと早く進まないかなと思うんですけども、そういったことも含めて、今後、工事あるいは用地取得の進捗なんかを頑張っていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

【事務局】 わかりました。舞鶴港を結ぶ臨海道路と一応、調整をしまして事業を進めています。委員が言われるように、頑張っていきたいと思います。

以上です。

【委員長】 よろしいですか。

【委員長】 それでは、西舞鶴道路の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。ありがとうございました。

#### ■一般国道2号神戸西バイパス

【委員長】 ありがとうございました。それでは、神戸西バイパスについて何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

【委員】 必要性はよくわかるんですけども、1ページの景観写真を拝見しますと、要は、基本的には田んぼ、ため池の地帯で、その中に平地林が残っていて、その平地林の一部を横切る、あるいは、その林縁部を走るということで、こういう平地林重要ですので、

それに関する配慮は十分していただきたいと思います。

【事務局】 了解しました。実は、63年にアセスメントを実施してございまして、当時のアセスメントで植生とか動物等の影響は出てございませんが、なお、今後工事に当たって、そのあたりについてしっかりと調査をしてみたいと思います。

【委員長】 ほか、よろしいですか。

それでは、神戸西バイパスの審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

#### ■ 淀川流水保全水路整備事業

【委員長】 それでは、淀川流水保全水路整備事業について、何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員長】 それでは、本事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において対応方針のとおり中止でよいと判断されるということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ■ 由良川直轄河川改修事業

##### ・ 由良川直轄河川改修事業

##### ・ 由良川直轄河川改修事業（土地利用一体型水防災事業）

【委員長】 それでは、由良川直轄河川改修事業について、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見がございませんようですので、由良川直轄河川改修事業の審議結果ですけれども、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり事業継続でよいと判断されるとします。よろしいでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

#### ■ 国営明石海峡公園

#### ■ 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

【委員長】 それでは、どちらの案件からでも結構でございますので、何か意見はござ

いますでしょうか。

【委員】 今、ご説明の中で、国営飛鳥とか平城宮跡は歴史公園として意味があると思いますし、兵庫県の神戸地区のほうもそれなりに大事なことかなという気はするんですけども、淡路地区の公園を公園としていつまで持つておられるのか、要するに、いつまでもチューリップを育てたまま置いておくつもりなのかということをお伺いしたいんですが。

【事務局】 淡路地区の現状でございますけれども、兵庫県を越えた広域のお客様のご利用に供していたところでございまして、先ほどご説明いたしました47万人のお客様、半数を超える県外のお客様にご利用いただいております。こういった県外のご利用に供するためには、適切な管理水準が欠かせないと考えております。仮に、国のかわりに、県や市町村で管理しようとした場合、その県や市町村の都合で、広域の利用に供するための管理水準が確保できなくなったりということがあれば、国営公園本来の目的が発揮できなくなると考えております。また、当該県民や市民以外が過半数を超える利用状況の中で、当該県や市民の税金で管理するということが適切かどうかという議論があると考えております。広域の利用のためには、国の管理が欠かせないと考えております。

以上でございます。

【委員】 今まさにおっしゃいました、ほかの、今挙がりました地区の公園につきましては、国民の税金を投入して、いわゆる国営公園として、これも盛り立てて、またいろんな整備をする必要があるかと思うんですけども、そもそもこの淡路地区というのは、この表にも出ておりますように、4ページの左側の写真に出ておりますけれども、おそらく関空だと思うんですが、関空の土砂をとにかくとりまくって、丸はげにしてしまったわけですね。それで、その回復だということで、国がおそらく買い上げか何か知りませんが、緑をつくったと思うんですけども、しかし、その目的はもう既に緑で一帯ができておりますし、もうその目的は遂げているのではないかと。国営、要するに税金投入公園としての役割は既に終えたのではないかとという質問なんですけれども、まだ必要でいつまでも持つということなんですか。

【事務局】 委員のご指摘の目的は達成しているのではないかとこの点につきましては、適切な管理があったからこそ、国営公園としての目的を果たすことができると考えております。

【委員】 国がお持ちの公園とか、いわゆるいろんな施設というのがあろうかと思うんですけども、私もここ何度か行きましたけど、特別変わったものがあるわけでもなく、特

に冬場なんか行きますとほとんど何もないようなところで、しかも、春になったらよそからとってきたようなチューリップを植えているような感じのところなんですけれども、それは、わざわざ国営にされて、国営公園としての必要性がそこまであるかというのが何かよくわからないし、いつまでもこれをお持ちで、今ほどお答えになりました、淡路市、市町村に移管されるなり、ないしは、民間に払い下げられるなり、ないしは、県とかそういうところに委託してもよいのじゃないかなという気はするんですけれども、いつまでも国営公園として税金を投入されている理由というのが、その一体化してここを何とかかんとかという全然特徴が、ほかの今説明があった神戸地区とか平城京とか飛鳥とかに比べて、非常に何か特徴も乏しいところだと思うんですけれども、その何か特異性というのが際立っているように思うので、何か、お持ちになっている意味がいまだにお答えいただいた中ではよくわからないんですけど、もう少し具体的には何かないんでしょうか。

**【事務局】** 1つ、淡路地区の実績でご紹介させていただきます。

委員からもご紹介がありました例えば、チューリップでございます。今、ポプラの丘というところでございますけれども、この大規模な花修景につきましては、国と当時、公園を管理しておりました公園財団というものが、オランダのキューケンホフ公園から園長をお招きしまして、ヘンク・コスター氏とおっしゃいますけれども、その場で技術指導などいただいてでき上がったもので、公園の日常の管理運営の中ででき上がった目玉商品だと考えております。この4ページのグラフをごらんいただいても、そのチューリップの修景を始めたのが平成17年度でございます。17年度からお客様が急激に伸びているところもごらんいただけたと思います。

また、技術的に見ましても、複数の種類ですとか、高さが違う花を使うという技術、専門的にはコンビネーションプランティングというような技術でございますけれども、そういったものも淡路地区をはじめとします国営公園から始まった技術でございます。今や、全国各地の公園に普及している技術の1つでございます。こういった1つ1つの積み重ねがあったからこそ、淡路地区は今や全国でもトップクラスの県外のお客様の数を数えておるとしております。また、これからも私たち、この国の公園管理技術の向上と普及、また、技術的先導性を発揮するためにも、国が管理することは引き続き必要だと考えております。

以上でございます。

**【委員】** 今の予定で、先ほど申し上げました、国が、民間とか地方公共団体に払い下

げという予定は全くないのですか。

【事務局】 委員がご指摘されますような国営公園を国以外が管理するということにつきましては、地方分権推進改革の中で議論が続いておると考えております。現時点におきましては、都市公園法の中で、国の設置に係る都市公園の管理は国土交通大臣が行うとされているところをごさいますして、私どもとしましては、地方分権の議論を見守りながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員】 質問は、予定があるかないかという質問なんですが、あるんですか、ないんですか。

【事務局】 分権の議論を見ながら、私たちは法律に基づいて事業を進めさせていただきたいと思っております。

【委員】 国営公園というのは、ほかに近畿ではどこどこがあるんでしょうか。

【事務局】 淀川河川公園と、先ほど紹介がありました飛鳥・平城宮跡歴史公園でございます。

【委員】 日本全国では、ほか、例えばどういうところがあるんですか。

【事務局】 都市公園、全国に約10万数千カ所ございます。そのうち、国営公園というのはこのイ号の広域型11カ所ございます。全体の0.01%でございます。

【委員】 ほかは、例えば、中部地区とか関東地区ではどういうところというか、僕ら知っているところで、例えばどこかいうのはあるんですか。

【事務局】 関東でいいますと、国営昭和記念公園、九州でいいますと、国営海の中道海浜公園などがあります。

【委員長】 このイ号の国営公園というのは、複数年の委託管理というのか、その対象として一番最初に議論をされた、といういきさつがありますよね。だから、積極的に民間の活力を導入しようという対象になっていると私は理解しています。だから、そういうところもご説明されたらよかったのかなという気がいたしますね。

【事務局】 承知いたしました。

【委員長】 それから、国営公園としてやっていくかどうかということは国のいろんな法律とか、そこの縛りがあるので、一事務所のレベルでは決定はできないとは思いますが、国営公園としてやるということであれば、それにふさわしい目的とか、なぜ国営でやらないといけないのかという理由が必要です。例えば維持管理をやらなくてはいけな

いという理由だけでは説明がしにくい。これは、すぐそんな答えが出る話ではないですし、国全体としての協議も必要だと思います。それから、長期の維持契約と、その導入をどう考えていくかという話もあろうかと思いますが、それを次回の再評価委員会までにきちっと、ご検討いただきたいなと思います。きょうの委員会では、方針を急に変えられるわけではないので、事業継続という形にさせていただきたいと思います。そのうえで、国営公園としての意義に関して、継続してご検討いただくということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

ほか。

【委員】 今の議論を聞きながら思ったんですが、この淡路の展望ゾーンのところの現状はどんな形になっているのかちょっと教えていただけますか。

淡路島の今、用地取得が0%となっています。展望ゾーンと書かれているところの現状がどういう状態になっているのか。

【事務局】 現状は民有地でございます。民間の土地を、国営公園の都市計画決定で都市計画施設として位置づけられている場所です。まだ、用地買収は展望ゾーンは進んでおりません。

【委員】 土地の所有者を聞いているわけではなくて、現状、どういう土地利用になっているのかということをお聞きしたい。

【事務局】 現状は山林でございます。

【委員】 これ、最近のやつなんでどうなるかわからないのであれなんですが、このご説明を見ると、11ページの兵庫県知事のところで、淡路の花博2015が2015年に開かれると。今のご説明でいくと、淡路のほうは緑化をしていくということなんですが、最近の報道で、兵庫県のほうはアニメのテーマパークみたいにする、パソナを入れて、開発をするという報道がなされているわけですよ。これ、僕らの周りでも、今までどちらかというと緑を復活させて、淡路島で環境保全のやつをやっていこうという話だったが、突然、ああいう話がぼんと出てくると。そういうものと、ここで見ると、県立淡路島公園との一体的な公園運営と知事が言うところですけども、その辺の整合性は、今後どういうふうにしていくのか。その辺は何か県とすり合わせとかいうのは、何かもう既になさっているんですか。それとも、全くないんでしょうか。

【事務局】 報道でありましたアニメの件につきましては、県営公園の中で事業を完結するというので、今、役割分担をするということで決まっております。



以上でございます。

【委員】 公園のことをよく存じませんので、1つ目は、まず質問なんですが、この国営公園というのは、法律的には都市公園法とかに縛られるんですか。

【事務局】 はい、都市公園法でございます。

【委員】 それでわかったんですが、淡路のほうはもともとジャパンフローラがあって、だからチューリップが植えられるような公園になっている。次の神戸は、7ページに生物多様性・環境配慮行動の拠点としてつくるんだと書いてあるのだけど、発想としては、きっと都市公園の発想なんですね。それで、これに関して申し上げたいのは、竹林の管理とかいろいろ書いてありますが、ここに書かれていることはあくまでもパーツの議論であって、これからは、「健全な生態系」を目指さないといけないと考えます。総合的にものを考える必要がある。やっぱり国が先導しているわけですから、国はいいものをつくるべきだと思うんですよね。今、生物多様性の保全が喫緊の課題である。そのときに、パーツだけでは話は進みませんので、全体で例えば水がどう流れて、栄養塩がどう動くかとか、そういうことをきちんと盛り込まないと、やっぱり、モデルにはなれないと思います。だから、このパーツの議論はそろそろ卒業していただきたい。

それから、同じことではありますが、ちょっと違う視点で、飛鳥のほうですね。この9ページの体験学習館広場のパースを見ますと、なぜ飛鳥にこのようなものをつくらなければいけないのか。もっと、日本のふるさとにふさわしいデザインがあってもいいんじゃないかと思うんですよね。もちろん、専門家の方がこれしかできないと言うのならともかくとして、やっぱり、国が金をかけてやるんですから、その割にはこれはありきたりに見えます。これが飛鳥にあるというのは、違和感がある。公園事業そのもの全体が進化していかなければいけないと思います。

以上です。

【委員長】 ほか、よろしいですか。いろいろ意見が出ましたが。

これは、実は前回の再評価のときもいろいろ意見が出まして、神戸と淡路を一体の事業として行うのにどういう意味があるのかとか、という意見がでたと記憶しております。やはり、社会経済情勢が大きく変わってきていますので、国営公園としての妥当性というか、それをやっぱりきちっと検証していく必要があるかと思うんですね。

それで、本事業の取りまとめですが、「事業継続でよいと判断される」にさせていただきたいと思いますが、「ただし、国営公園としての妥当性に関しては、継続的に検討する」と

いう但し書きを入れさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。次回、その内容についてここでご披露いただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

それじゃ、この国営公園の2事業ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針のとおり事業継続でよいと判断される。ただし、国営公園事業としての妥当性については、継続的に検討すると、こういうふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員長】 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

【事務局】 はい。

【委員長】 じゃ、どうもご苦労さまでした。

#### ■大阪第6地方合同庁舎

【委員長】 それでは、大阪第6地方合同庁舎について、何かご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、大阪第6地方合同庁舎の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

#### ■大阪港南港東地区国際物流ターミナル整備事業

【委員長】 それでは、大阪港南港東地区国際物流ターミナル整備事業について、何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。いいですか。

【委員】 一応、確認なんですけど、プロジェクト全体が32%で、岸壁の進捗が50%なんですけど、ここまではいいなんですけど、航路、泊地という肝心なところが、進捗が17%になっているんですけど、これは一応もうちょっと早く進む見込みはあるんですか。一応確認なんですけど。

【事務局】 現在、大阪港では国際海上コンテナターミナルの整備も進めておるところでございます。そちらが戦略港のコンテナターミナルを整備するということで少し重点化しておるところでございます。こちらはそういう意味では少し抑制をしているような形で進んでおりますけれども、先ほどのコンテナターミナルも含めてなんですけれども、で

きるだけ早期に供用できるように推進をしていきたいと考えております。

【委員】 私、多分、ここに何度も行ってると思うんですけど、神戸、大阪で、特に大阪はほんとうに航路、泊地の推進が随分前から足りないというのはずっと言われているので、もちろん、戦略港湾もすごい非常に大事なんですけど、やっぱり、在来系のやつも、やっぱり、特に大阪はバルクも含めて近海がすごく多いので、やっぱりそのあたりちょっと、確かに予算的にきついのわかるんですけど、何とかコストの工夫なんかして、ぜひとも進むことをお願いしたいと思いますが。

以上です。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、大阪港南港東地区国際物流ターミナル整備事業の審議結果ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針のとおり事業継続でよいと判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

#### ■大津・草津川放水路事業

#### ■草津川放水路浄化事業

【委員長】 それでは、本事業についての事後評価について何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

ご意見がございませんようですので、大津・草津川放水路事業、草津川放水路浄化事業の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（案）のとおりでよいと判断されたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

#### ■相野谷川土地利用一体型水防災事業

【委員長】 それでは、相野谷川土地利用一体型水防災事業について、何か意見はございますか。

【委員】 事業自身については非常に成果を上げられたと思うんですけども、5ページのところでちょっと気になりましたので、発言させていただきたいと思います。相野谷川排水機場ということですけども、おそらくこういう施設というのは地域を救済した

という意味ではシンボリックな場所になるかとは思いますが、ただ、今私ここの写真から拝見すると、どうもブルーを使われて色を塗られているように思いますが、非常に自然が豊かなところでこういう色を使われるというのは非常に景観的には問題があると思っておりまして、ぜひ、そんなにハード整備に比べてこういうデザインをどうするかというところに関しては、そんなに予算がかかる場所ではないと思いますので、ぜひこういう地域のシンボルになるとか、何かシンボルにならなくても、周辺に非常に豊かな自然があるところとかの施設に関しましては、非常に気を使って、色彩等、建築につきましても配慮いただけるような手順を踏んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 どうもありがとうございます。この地域につきましては、熊野の、この場所は世界遺産のところではないですけれども、ちょうど対岸のところには、速玉大社とか、いわゆる文化遺産のところもありますので、いわゆる観光客も非常に多いところでございますので、委員の視点、ただ、今現在、じゃ、すぐ変えられるかというところはそうでもないと思いますし、また、ここのところは視点によっては水門とか、ほかの施設との関連も出てくるかと思っておりますので、今後、そういう機会につきましては、やはり景観ということも公共事業の中で重要でございますので、そういう視点を持って、進めていきたいと思っております。ただ、今現在、すぐ色が変われるかというところはそうではないかと思っておりますので、そういう視点というのは非常に重要かと思っておりますので、今後、ここに限らずいろんなところでも、そういう視点で進めていきたいとは思っております。

【委員長】 そのほか、いかがですか。

平成23年の台風で、この本事業の計画水位を超える実際の水位、被害が発生したという出来事がありました。計画水位を超える越水が生じたとき、どう対応すればいいかというのは、なかなかまだ具体的な対応方針のプログラムとかそういうのができていない。先ほどご説明の中で、いろいろ減災に向かって地元と協議しながら進められるというお話がありましたけれども、1つの先例といいますか、ほかの地域でも今後そういう話は多分出てくるおそれもあるかと思っておりますので、しっかりと対応していただきたいなをお願いいたします。この事業とは関係のない話ですけれども、よろしく願いいたします。

そのほか、よろしいですか。

それでは、この相野谷川土地利用一体型水防災事業の完了後の事後評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲においておおむね適切に進められており、対応方針（案）の

とおりでよいと判断されるとしたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の審議については以上で終わります。委員の皆様、長時間の審議お疲れ様でした。一旦、マイクを事務局にお返しいたします。

【事務局】 長時間にわたります審議ありがとうございました。

ただいま議事録につきまして、先ほど委員長からもコメントございました、公園のただし書きについて、今、事務局の原案をお配りいたしますので、ご確認のほどをよろしくお願いいたします。

委員長、改めて議事の進行をよろしくお願いいたします。

【委員長】 先ほど、ただし書きをつけるとご了承いただきましたが、その文面ですけれども、「但し、淡路地区の国営公園としての整備の妥当性については、引き続き検討すること。」となっておりますが、これに関してご意見ございますでしょうか。

飛鳥のほうも意見ありましたが、それはご意見として伺っておきたいと思いますが、ここでは、いわゆる国営公園としてやるということの妥当性というところに関して、こういふただし書きをつけ足していただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【委員長】 それじゃ、ご了解得られたということにしたいと思います。

全体としての議事録の確認は。

【事務局】 済みません、1点だけちょっと日本語としておかしいというところがありまして、最後の行なんです、「国営公園として整備の妥当性について」と書いてあるんですけども、整備の前に「の」をつけていただいて、「国営公園としての整備の妥当性について」ということで、ちょっと日本語の訂正をさせていただきたいと思います。

そのほかの議事録につきましては、流水保全水路が原案どおり中止で、あとの再評価については継続で、こちらの明石海峡公園についてはこの附帯意見をつけるということにさせていただきます。また、事後評価については、原案どおりということにさせていただきます。

以上でございます。

【委員長】 今、事務局から議事録についての報告がありました。口頭で報告されましたが、よろしゅうございますか。

【委員長】 確認させていただきました。

そのほか、委員から何かご意見ございますでしょうか。

【委員長】 意見がないようでしたら、本日の審議を終了します。

では、事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 以上をもちまして、第4回の委員会を閉会といたします。

委員の皆様、本日は長い間、ご審議ありがとうございます。また、1年間どうもありがとうございました。これで終了いたします。

【議事録終わり】